2008.05.22

PL Report ＜2008 No.2＞

国内の PL 関連情報

経年劣化対策のガイドライン案で不動産事業者にも説明義務

（日刊不動産経済通信　４月１０日ほか）

経済産業省は、4 月 1 日に「長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の解説～ガイドライン～（案)」を公表し、意見募集に付した。

「長期使用製品安全点検制度」は、2009 年 4 月 1 日から施行される消費生活用製品安全法（消安法）の改正で設けられた。同制度では、経年劣化による重大事故発生の可能性が高い製品 9 品目を「特定保守製品(*)」に指定し、製造・輸入事業者による保守情報の製品表示、所有者情報の管理、点検の実施などを義務付けているが、取引事業者、関連事業者にも一定の役割を求めている。

同ガイドラインでは、特定保守製品取引事業者として、製品の販売事業者のほか、特定保守製品の付属する建物の取引を行う事業者等をあげ、点検及びユーザー登録の必要性についての説明やユーザー登録における所有者への協力を求めている。また、関連事業者として、設置・修理業者や建物取引仲介業者等をあげ、所有者への情報伝達を円滑化するための協力を求めている。

(*) 特定保守製品：都市ガス用瞬間湯沸器（屋内式)、液化石油ガス用瞬間湯沸器（屋内式)、都市ガス用ふろがま（屋内式)、液化石油ガス用ふろがま（屋内式)、石油ふろがま（屋内式、屋外式)、石油温風暖房機（密閉燃焼式)、電気食器洗機

ここがポイント

特定保守製品に指定される 9 品目は据置型の機器であり、住宅等の建物に組み込まれて販売されることが多い製品です。このため、特定保守製品取引事業者は機器小売業者に加え、不動産販売事業者や建物建築請負事業者が対象となる見込みです。また、不動産仲介業者は関連事業者として位置付けられ、情報伝達の協力が求められることになります。

現在の消安法では、販売事業者等は製品事故情報の収集、情報提供等に努めることとされており、住宅組み込み機器については不動産販売事業者にもこうした対応が望まれますが、関心が高いとはいえなかったようです。今回の改正で特定保守製品については所有者への説明・協力が新たに義務化されたことにより、所有者との接点である不動産販売事業者の役割に注目が集まっています。

不動産販売業者は住宅等の建物に対する品質や性能の向上の取り組みだけでなく、住宅組み込み機器については、安全点検制度の説明や安全に利用するためのユーザーとのコミュニケーションが大切になってくると考えられます。

2007 年度の重大製品事故の報告件数は 1,190 件

（毎日新聞　４月５日）

消費生活用製品安全法（消安法）により事業者に対して報告が義務付けられている重大製品事故について、2007 年度の報告件数が 1,190 件であったことが経済産業省のまとめで判明した。

事象別では、火災が 875 件、死亡・重傷が 295 件（うち、火災による死亡・重傷は 41 件）、一酸化炭素中毒が 17 件、後遺障害が 3 件であった。製品別では、ガスコンロが 81 件で最も多く、次いで、室外機を含むエアコンが 71 件、電気コンロが 62 件であった。

また、報告のあった事故のうち原因調査中の事故が 316 件、経済産業省が事業者に再発防止を指導した事故が 243 件、製品が直接の原因でない誤使用などによる事故は 158 件であった。なお、経済産業省に指導を受けた事業者がリコールしたケースは 32 製品あった。

ここがポイント

昨年 5 月に消安法の重大製品事故報告制度が施行されていますが、2007 年度の重大事故の発生件数が明らかになりました。同制度は初年度であるため、件数からの評価は困難ですが、今後の推移を評価する基礎となる数字として意義があります。

重大製品事故には火災を含むため、原因となった製品としては発熱量の大きな製品が目立ちます。火災による死亡・重傷の件数を加えると、916 件が火災事故となり、発火防止対策の重要性があらためて実感されます。

また、明らかな誤使用による重大製品事故は報告の必要がありませんが、報告後に誤使用と判定された案件や調査中の案件の合計が 474 件と、かなりの件数になっており、事業者の事故報告への積極姿勢が窺えます。

事業者としては、自社の製品に関する事故情報に加えて、他社の事故情報の入手が容易になったことから、より多くの事例を活用した製品安全検証の強化が必要となります。

工場ロボットとの接触死亡事故で提訴

（朝日新聞　４月１日）

派遣工員である日系ブラジル人が工場で作業中に死亡した事故について、被害者の妻が 3 月 31 日、損害賠償を求め提訴した。

訴状によると、2007 年 2 月、工場で溶接作業中の被害者男性が、異常停止した溶接機械の不具合を搬送ロボットの可動域で点検確認していたところ、突然動き出した搬送ロボットのアーム部分が頭部を直撃し、脳挫傷で死亡した。原告は、搬送ロボットの動きを制御するために可動域に入る扉に設けられている安全プラグのワイヤが、約 1 カ月間切れた状態で放置されており、安全装置としての機能が果たされていなかった等として、工場側の安全配慮義務違反を主張している。本件は、労災認定により遺族に補償金が支払われたが、慰謝料は支払われておらず、派遣先会社に対する損害賠償請求訴訟に至ったものである。

なお、同工場では 2007 年 7 月にも、作業中の日系ブラジル人男性の背中に突然動き出した搬送ロボットのアームが衝突し、重傷を負う事故が発生している。

ここがポイント

訴訟の行方は予断を許しませんが、搬送ロボットの安全装置の不備や事故の再発防止対策が十分であったかどうかが争点になると予想されます。

産業用ロボットの安全対策は「ロボットと人の分離」が原則であり、やむを得ずロボットの可動領域に人が立ち入る際には、ロボットを確実に停止させる等の十分な安全対策が必要です。本件では扉の開閉によるロボットの強制停止用安全装置が故障していたため、ロボットが動いてしまったと考えられます。以前に発生した同種の事故が強制停止不備によるものであれば、会社側が不利となることは免れません。

本件に限らず、以前に同種の事故履歴がある場合には、再発防止が不十分と見なされる可能性があり、ガス湯沸かし器の事故例と同様に、厳しく批判されることとなります。企業としては、過去の事故履歴を封印することなく、製品安全に活かしていくことが求められます。

海外の PL 関連情報

米国のベビーベッド安全法案

4 月 3 日、ベビーベッド安全法案が米国議会下院に提出され審議に付された。中古品の安全対策を主眼とするものであり、基準に適合しない中古品の販売・使用が規制されることになる。法案の主な内容は以下のとおりである。

・最新の安全基準に適合しない中古ベビーベッドの販売の禁止
・ホテルなどの宿泊施設における年数を経た中古ベビーベッドの使用禁止
・新たに耐久性に関する基準を設定する等、安全基準の見直し
・柔らかい敷布、枕、毛布、ぬいぐるみなどによる窒息の可能性に対する警告ラベルの貼付

法律制定には、下院・上院での審議を経て可決した後、大統領署名を得なければならないが、民主・共和両党共同で提案されており、成立が予想されている。

ここがポイント

ベビーベッドは、子供の成長により不要となり、他者へ譲渡されたり、廃棄後に再利用されることが多い製品です。米国における新生児は年間約 400 万人誕生していますが、新品のベビーベッドは年間 100 万台から 200 万台しか購入されておらず、使用されている製品は中古品が多くなっています。第一購入者の使用中に安全上の問題が発生したり、リコールが行なわれたりしても、改善措置がとられないまま次の使用者へ引き渡されることがあります。ベビーベッドに関連して毎年約 40 名の乳幼児が死亡し、約 12,000 名が傷害を負っているにもかかわらず、現在は、新品のベビーベッドについての安全基準はありますが、中古品については規制外となっています。製品の性質上、中古品の使用が多いことから今回の中古品の安全規制法案に至ったものです。

長期間使用される製品については、日本でも消費生活用製品安全法が改正され、新しいシステムが導入されます。ガス給湯器などを対象として、設定した点検時期になると製造業者から消費者へ点検の必要性を通知するシステムです。製品を市場に出す製造業者として、製品のライフサイクルの全てのステージにわたり安全に使用できる配慮をとることは、必須のこととなってきています。製造業者としては、製品が市場で転売されても使用者が安全に使用できるよう最大限の施策をとっておくことが必要となります。

欧州委員会が危険製品に関する年次報告書を公表

EU 健康・消費者保護局は、4 月 17 日、危険製品情報交換制度（RAPEX）の 2007 年度年次報告書を公表した。RAPEX は、消費者用製品（食品・飼料、医薬品・医療機器を除く）を対象とした危険製品情報の通知制度であり、リコール等の措置がとられた場合、加盟国がすみやかに欧州委員会に通知し、各国に情報提供される。欧州 30 ヶ国が参画している。

報告書の主な内容は以下のとおりである。

・リコール等の措置件数（1,605 件）は、昨年度より 53%増加
・製品別ではおもちゃがもっとも多く 3 割を占める。次に自動車、電気製品が多い
・製品の製造国は中国が圧倒的に多く、52%を占める
　日本製品は 33 件で全体の 2.4%である
・通知件数がもっとも多かった国はドイツで、ギリシャ、スロバキア、ハンガリー、スペインと続く

報告書の発表に際し、EU 消費者問題担当長官クネバ氏は、今後は中国だけでなく、米国を含めた３者サミットで中国製品の安全性確保のための施策を協議していくことを表明した。

ここがポイント

欧州は、中国製品の安全問題で市場が混乱した地域の一つです。製品が世界中に流通する現代では、世界の工場である中国で製造された軽工業品や原材料に安全上の問題が生じたケースは日本だけでなく、欧米各地でも同様の問題が発生しています。昨年夏の中国製おもちゃの含鉛塗料問題や磁石問題が多種の製品に及び、多数の報告となり回収に至っています。

EU では中国製品の安全問題の解決のために中国政府（国家品質監督検査検疫総局）との交渉を進めていますが、同時に米国 CPSC（消費者製品安全委員会）との連携を進めており、日本からは経済産業省も加わり国際的な中国製品への対応へ発展しています。今後も中国製品の安全問題については、5 月より開始された米国政府による中国の埠頭での輸出品検査システムなどの対策も注視しながら、自社の品質管理体制の充実を図っていくことになります。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。